自治体間連携による手続について

転入先でも引き続きパートナーシップ（宣誓）制度を利用する場合は、転出元が交付した登録証等をお持ちになり、転入先での交付手続が必要です。

連携先の自治体　→　帯広市へ転入する場合

<帯広市へ提出するもの>

・転出元のパートナーシップ宣誓書受領証及び受領カード等

・本人確認書類

・その他必要書類

・パートナーシップ制度に関する相互利用申出書（様式12号）

・転出元のパートナーシップ宣誓書受領証等の返還届

帯広市　→　連携先の自治体へ転出する場合

【共通】

転入先へ提出するもの
○ 帯広市パートナーシップ ・登録証等（A4） ・登録カード等 ○ 本人確認書類 ○ その他必要書類

【自治体ごとに異なる手続】

	転入先での手続	帯広市交付の登録証等
札幌市	再交付申請	返送不要
北見市		
岩見沢市		
小樽市		
旭川市		
愛別町		
鷹栖町		
東神楽町		
東川町		

<table>
<tr><td>当麻町</td><td rowspan="7">再交付申請</td><td rowspan="7">返送不要</td></tr>
<tr><td>比布町</td></tr>
<tr><td>美瑛町</td></tr>
<tr><td>江別市</td></tr>
<tr><td>室蘭市</td></tr>
<tr><td>釧路市</td></tr>
<tr><td>深川市</td></tr>
<tr><td>函館市</td><td rowspan="2">宣誓</td><td rowspan="2">手続後ご本人が帯広市へ送付</td></tr>
<tr><td>北斗市</td></tr>
<tr><td>苫小牧市</td><td>再交付申請
※帯広市に提出した登録申請書等の写しを
2市で共有することに同意が必要</td><td>返送不要</td></tr>
</table>

※ その他必要書類につきましては、転入先にご確認ください。

※ 各市町村のホームページで申請書等様式のダウンロードが可能です。

※ 連携していない自治体へ転出する場合は、転出元の自治体で返還手続が必要です。